

大 津 市 森 林 整 備 計 画

計画期間 $\left(\begin{array}{l} \text{自 令和 5年 4月 1日} \\ \text{至 令和15年 3月 31日} \end{array} \right)$

(令和5年3月31日樹立)
(令和8年3月31日変更)



目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	P 1
2	森林整備の基本方針	P 2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	P 4
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	P 5
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3	その他必要な事項	P 6
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	P 7
2	天然更新に関する事項	P 8
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	P 9
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	P 10
5	その他必要な事項	
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	P 11
2	保育の種類別の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	P 13
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	P 16
3	その他必要な事項	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	P 17
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	

5	その他必要な事項	
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	P 18
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	P 19
4	その他必要な事項	
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	P 20
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
3	作業路網の整備に関する事項	P 21
4	その他必要な事項	
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	P 22
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	P 23
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	P 24
2	その他必要な事項	
第2	森林病虫害等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	P 26
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	
3	林野火災の予防の方法	
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
5	その他必要な事項	
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	P 27
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	

V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	P 28
2	生活環境の整備に関する事項	
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	
4	森林の総合利用の推進に関する事項	
5	住民参加による森林の整備に関する事項	
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	P 29
7	その他必要な事項	

【別表 1】 公益的機能別施業森林の区域

【別表 2】 公益的機能別施業森林の区域内における施業の方法

【別表 3】 基幹路網の整備計画

【別表 4】 森林法施行規則第 33 条第 1 号の規定に基づく区域

参考資料 1

参考資料 2

大津市の位置

滋賀県



I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市の森林面積は市の総面積の54%に当たる25,115haで、そのうち国有林が2,983ha、民有林が22,132haである。民有林の資源内容をみると、人工林が8,941ha、天然林が12,100ha、その他未立木地等が1,091haとなっており、人工林率は40%で県平均の44%よりやや下回っている。

民有林の所有状況は個人有が42%、会社・社寺有が18%、公社・公団有が9%、公有が4%、その他27%となっている。

また、民有林における森林の材積（未立木地等を除く。）は4,430千m³で、その内訳は人工林が2,596千m³、天然林が1,834千m³となっている。

民有林における人工林の齢級構成をみると、保育を必要とする7齢級以下が320haで全体の4%となる一方、8～10齢級が2,020haで全体の23%、11齢級以上が6,601haで全体の74%を占めており、高齢級林分の比率が高くなっている。

森林整備に必要な民有林林道は91,917m開設されているが、その密度はha当り4.17m、作業道は129,984mの開設でその密度はha当り5.90mとなっている。

このような状況の中、人工林の保育に必要な林道・作業道等の生産基盤を整備し、一般柱材の生産を主目標としながらも、多様な木材需要に対応できるよう長伐期林化を図りながら、除間伐等の保育施業を推進するとともに、林地に放置される間伐材等小径木の有効利用を図っていくことが課題となっている。

本市の地理的特徴でもある、都市の背後を連ねる森林は、山地崩壊防止・洪水緩和などの防災機能及び都市を取り巻く景観を形成することから、生活環境の保全機能を高度に発揮することが求められている。このことから、森林の有する機能を高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業を実施することにより、森林資源の維持増進を図る。

2 森林整備の基本方針

森林整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林資源を維持造成することを旨とし、自然的、社会的な特質、森林の有する公益的機能の発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等を踏まえ、水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための森林整備の基本的な考え方と、これらの森林整備の推進方策に係る基本的な考え方を次のとおり定める。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の森林資源構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の機能発揮上望ましい森林資源の姿について次のとおりとする。

○ 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

○ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

○ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

○ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

○ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

○ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する畦畔林など。

○ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

(1) 「地域の目指すべき森林資源の姿」に掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための森林整備の基本的な考え方と、これらの森林整備を推進していくために必要な、造林から伐採に至る森林施業の推進方策に係わる基本的な考え方について次のとおりとする。

○ 水源涵養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、立地条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

○ 山地災害防止機能／土壌保全機能

災害に強い森林を形成する観点から、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る森林として整備及び保全を推進する。

○ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

○ 保健・レクリエーション機能

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

○ 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

○ 生物多様性保全機能

森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとし、また野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

○ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とする。

森林整備を推進する上で重要な林業労働力については、担い手の主体である森林組合を中心として、伐採可能な森林資源が充実しつつある状況を踏まえて、木材の搬出・利用を進めることとし、集約化、作業道開設、高性能林業機械の導入を行い、伐採・搬出・利用を計画的に進める体制の整備を図る。

また、適切な森林整備を推進するため、森林組合、林業事業体、林業普及指導員、フォレストラー、林研グループ等、森林所有者、ボランティア団体、森林管理署などが相互に連携し、技術指導や普及啓発に努めるとともに、補助事業等を積極的に活用して森林整備の推進を図る。

本市においては、水源涵養機能、山地災害防止機能を重視し、災害に強い山地の形成や良質な水の安定供給を確保する観点から、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持および根系、下層植生の良好な発達を確保し、林木の成長が旺盛な森林に誘導するための森林整備を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

自力による適正な管理が困難な森林所有者に対し、施業集約化に向けた長期施業受委託など森林経営の受委託に必要な情報提供や助言やあっせんなどを行い、意欲のある森林所有者・森林組合・林業事業体への長期の施業委託による、森林経営規模の拡大を推進する。

また、木材の生産力向上を図り木材生産にかかる労働の軽減を図るため、現地の地形等の条件に適合した作業システムの導入を促進することとし、低コストで効率的な作業システムに対応するため、林道、林業専用道及び森林作業道を整備する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は、下表のとおりである。

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
本 市 全 域	40年	45年	40年	50年	15年	20年

ただし、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

皆伐、択伐等の伐採方法、主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法、林産物の搬出方法その他必要な事項について次のとおり定める。

なお、立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図る。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

主伐を実施するにあたっては、自然条件や森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地と伐採跡地の間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するなど、伐採箇所の分散に配慮する。

なお、立木の伐採の標準的な方法を実施するにあたっては、以下のア～オ

に留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

また、林産物の搬出方法に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(3)で定めがある場合は「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

3 その他必要な事項 該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林を行う場合の対象樹種について次のとおり定める。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種

	針葉樹（樹種名）	広葉樹（樹種名）
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ等	クヌギ、コナラ、ケヤキ等

定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等とも相談の上、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の標準的な方法について次のとおり定める。

人工造林の樹種別及び仕立ての方法の別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ	密仕立て	4,500	
	中仕立て	3,500	
	疎仕立て	2,500	
ヒノキ	密仕立て	4,500	
	中仕立て	3,500	
	疎仕立て	2,500	
広葉樹		1,000～3,000	

定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等とも相談の上、適切な植栽本数を判断すること。

イ その他人工造林の方法

人工造林の標準的な方法について次のとおり定める。

その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	伐採木および枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置きとするなどの点に注意するものとする。
植付けの方法	気候その他の立地条件および既往の植付け方法を勘案して定めるとともに適期に植付けるものとする。
植栽の時期	春植えの場合は3月～4月に行うことを標準とし、秋植えの場合は苗木の根の生長が鈍化した11月～12月に行うことを標準とする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林で、皆伐による主伐後に人工造林を行う場合は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による主伐後に人工造林を行う場合は、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、滋賀県における天然更新完了基準（参考資料2）により、森林の確実な更新を図る。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新を行う場合の対象樹種について次に示す樹種を標準とする。

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、イチョウ、イチイ、カヤ、イヌマキ、モミ等の針葉樹、ブナ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、ハンノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クス、サクラ、カエデ類、アカメガシワ、キリ、ヤマウルシ、ハゼノキ、ソヨゴ、シキミ、アセビ、クサギ等の広葉樹
ぼう芽更新による更新が可能な樹種	ブナ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、ハンノキ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クス、サクラ、カエデ類、ソヨゴなど

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、その期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）が生立している場合をもって、更新完了を判定することとする。

また、天然更新にあたって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として必要な事項等について定め、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込みを行う。

天然更新の更新完了

期待成立本数	更新完了
8000本/ha	概ね2500本/haを標準とする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽更新を行った場所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて1株あたり2～3本の優良芽を残して、残りはかき取る。

ウ その他天然更新の方法

森林の有する公益的機能の維持増進及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内の期間に、滋賀県における天然更新完了基準（参考資料2）により、天然更新の完了を確認することとし、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内に更新を完了するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準については、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林等であって、天然更新が期待されないものとし、天然更新に係る伐採届の提出があった際には、申請に係る森林が上記森林に該当するか個別に判断するものとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林における伐採跡地で、天然更新による場合は次のとおりとする。

2の(2)による。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び木材としての利用価値の向上を図ることを旨とし、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について、以下を標準として定める。

なお、間伐材の有効活用の観点から、搬出を推進する。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)						標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目		
ヒノキ	造作材生産	3,500	25	30	40	55	70	80	間伐率(本数率)はおおむね20%から30%とするが、林分密度管理図や既往の間伐方法を参考に間伐率、間伐木の選定方法等を定めるものとする。(材積率で35%以下)	
スギ	一般建築材	3,500	15	20	30	40	60	70		

平均的な間伐の実施時期の間隔年数

標準伐期齢未満：10年

標準伐期齢以上：15年

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育は、別表に示す内容を基準として、当該森林の植生状況、立木の成長度合いを勘案し、適切に実施するものとする。

3 その他必要な事項

該当なし

(別表) 保育の作業種別の標準的な方法

保育の 種 類	樹 種	実施すべき標準的な林齢及び回数																									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1															
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1															
木起し	スギ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
つる切り	スギ										1					1											
	ヒノキ										1					1											
除伐	スギ																										
	ヒノキ																										
枝打ち	スギ															1										1	
	ヒノキ																1									1	
		27	28	29	30	31	32	33	34	35	標準的な方法															備考	
下刈	スギ										1回刈りを標準とするが、必要に応じて2回刈りとし、樹高が雑草類の高さを抜き出るまで、6～7月に実施する。																
	ヒノキ																										
木起し	スギ										積雪による被害木に対して実施し、被災後早期に実施する。																
	ヒノキ																										
つる切り	スギ										つるの繁茂の著しい箇所を実施する。																
	ヒノキ																										
除伐	スギ										下刈終了後に目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去し、造林木の過密な箇所では不良木の除去も行う。																
	ヒノキ																										
枝打ち	スギ									1	林床植生の確保や病害虫の予防、材の完満度を高めて優良材を生産するために12～3月に実施する。																
	ヒノキ									1																	

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能の別に応じ、当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林である、公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法について次のとおり定める。

なお、区域内において機能が重複する場合には、より厳しい基準で実施するものとする。

(1) 水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林、干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源^{かん}涵養機能の評価区分が中程度以上の森林など、水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を【別表1】のとおり定める。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。森林の区域については【別表2】により定めるものとする。

なお、当該区域において複層林施業を経営方針としている区域においては、複層林施業を推進すべき森林とする。

森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
本 市 全 域	50年	55年	50年	60年	25年	30年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 その他水源^{かん}涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～④の森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を【別表1】のとおり定める。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、水害防備保安林、な

だれ防止保安林、落石防止保安林や、山地災害危険地区、砂防指定地周辺、急傾斜崩壊危険区域等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

防風保安林、市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、国定公園や自然公園の特別地域、都市計画風致地区、鳥獣保護区特別地区、史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等。

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で、伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

このため、次の①～③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林として定める。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定め、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進する。

それぞれの森林の区域については【別表2】のとおり定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
本 市 域 全 域	80年	90年	80年	100年	30年	40年

①地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林等。

②都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等。

③湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を【別表1】のとおり定めるものとする。また、木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産能力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定めるものとする。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林に状況を踏まえるとともに、災害が発生する恐れのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。さらに、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が無いように定めるものとする。

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うよう指導する。

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
本市における森林所有者は小規模零細所有者が多いことから、不在村者や森林経営意欲の低い森林所有者については、森林組合や林業事業体への長期施業受委託を進めることにより、集約化と経営規模拡大を推進することとする。
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
1に示す森林経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針に基づき、経営規模等を拡大するための方策について次のとおりとする。
不在村者や森林経営意欲の低い森林所有者に対しては、森林組合や林業事業体への長期施業受委託を働きかけることとし、受委託に必要な情報提供やあっせんを行う。
また、森林組合や林業事業体を中心となって、集約化のために集落会議等の開催を行う。
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
長期の施業の受託等森林の経営の受託の方法は、森林組合や林業事業体と森林経営委託契約の締結を行うことを標準とする。
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
森林経営管理制度については、人家等に隣接し、間伐等の整備が遅れている人工林において、森林が有する公益的機能の発揮を目的として活用することを基本とする。これらの人工林に対し、本市は森林所有者の意向を確認の上、経営管理権集積計画の策定に基づき経営管理権を設定するとともに、森林経営管理事業を実施することとする。
また、森林整備の速やかな実施を図る観点から、森林所有者との協定に基づく森林整備についても積極的に取り組むこととする。
経営管理権集積計画の策定にあたっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。
- 5 その他必要な事項
該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

1 ha以上の山林所有林家総数712戸のうち、所有山林5ha未満の林家は524戸で総林家数に対して、74%を占め、所有山林が極めて小規模である。

この様な状況の中、北部地域の和邇、木戸、葛川、伊香立地区及び大石などの南部地区を中心として、森林組合への施業委託、造林公社等による分収造林、分収育林事業が進められており、その他県営林事業でも施業が実施されている。

本市における南北両地域は林業地帯であり、森林組合等林業事業体の積極的な活動が展開されていることから、これらの地域における森林組合を共同化推進の核に、地域に在住する森林所有者を主とした対象として、中核林家及び林業研究グループ員を中心に森林施業に対する普及、啓発を行い共同化を推進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

民有林における人工林率は40%で、施業経費の増高、生産基盤の立ち遅れ等に加え林地が小規模分散型で生産コストが割高であること等から保育の実行確保が進みにくい状況にあり、適正に保育が実行されていない森林が存在している。

この状況のもと森林の健全な育成を図り、将来の林業所得に結びつけるためにも、保育を主として、造林も含めた森林施業について検討を行うとともに、作業路網等の整備も踏まえつつ、造林・間伐その他保育の関連事業等の取り組みにより森林組合へ施業委託を促進するとともに、施業の共同化を推進する。

また、森林組合未加入森林所有者の加入を促進するとともに、森林組合と連携し、健全な森林育成のPR等をもって、不在村森林所有者の施業実施への参加を促す。

林業研究グループ員他、林業経営意欲のある森林所有者に対して、林業技術の向上を図るため、研修会等への積極的な参加を促進する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林施業を実施する場合は、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 森林施業を共同で実施する者（以下「共同施業実施者」という。）は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供を行うこととし、間伐を中心として、施業は可能な限り共同で又は森林組合等の林業事業体等への共同委託により実施することとする。
- (2) 作業路網その他施設の維持運営は共同施業実施者の共同により実施する。
- (3) 共同施業実施者の一つが施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業実施者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにする。
- (4) 共同施業実施者の合意の下、施業実施協定の締結に努める。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するために路網整備は重要であるが、本市の路網密度は低位であるため、集約化と合わせて森林作業道を中心とした路網整備を推進することとし、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について次のとおり定める。

なお、路網密度の水準については、木材の搬出予定箇所に適用するものであり、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	110 m/ha 以上	30 ~ 40 m/ha
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	85 m/ha 以上	23 ~ 34 m/ha
	架線系 作業システム	25 m/ha 以上	
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	60 < 50 > m/ha 以上	16 ~ 26 m/ha
	架線系 作業システム	20 < 15 > m/ha	
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5 m/ha 以上	5 ~ 15 m/ha

急傾斜地の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、滋賀県林業専用道作設指針に則り、現地の状況に適合した必要最小限の規格により低コストの開設を行う。

イ 基幹路網の整備計画

本市に関する基幹路網の整備計画については【別表3】に示す。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、民有林林道台帳について（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切な管理を行う。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知）を基本として、滋賀県森林作業道作設指針に則り、地形条件に応じて作業の効率化とコスト低減が実現できるよう森林作業道を開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるような適正な管理を行う。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業労働者は減少と高齢化が著しいことから、担い手の中心となる森林組合や林業事業体の育成について関係機関が連携して支援を行うものとし、安定雇用への制度充実、技能・技術向上に向けた研修や指導、高性能林業機械導入による省力化などを行う。

また、林研グループ等の育成や活動支援により活性化を行う。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業の労働安全対策を基本として、木材の生産力向上を図り、木材生産にかかる労働の軽減を図るため、現地の地形等の条件に適合した作業システムの導入を促進することとし、これらの作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、高性能林業機械の導入およびその効率的な利用を確保するため、リースやレンタルの活用等、林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組むものとする。

林業機械の導入に当たっては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、次に示す作業システムの一例や第7の1に示す「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムに関する事項」を目安として、林道および森林作業道を整備することとする。

また、森林施業に係る測量や調査においても効率化を図るため、GNSS測定機器やドローンといったICT機器等を積極的に活用することとする。

効率的な森林施業を推進するための作業システムの一例

区分	作業システム（主要組み合わせ機械）
車両系	(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (搬出) → (積込) → (運搬) チェーンソー ウィンチ付グラブプル チェーンソー ハーベスタ プロセッサ フォワーダ グラブプル トラック ハーベスタ (トラック)
架線系	(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (積込) → (運搬) チェーンソー スイングヤード チェーンソー タワヤード プロセッサ グラブプル トラック

注1) 車両系：中傾斜地および急傾斜地の場合に適用

注2) 架線系：急傾斜地および急峻地の場合に適用（高密度路網が整備できない場合）

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

計画的に生産される間伐材等の有効利用と地域材の産地化、銘柄化等付加価値をつけた市場性の高い製品の供給により収益性の向上を図る。

また、「建築物における地域産木材の利用方針」に基づき、学校施設等の公共建築物について、木造化に努めるとともに、内装等について、木材の利用が適切である部分における木質化を促進する。また、住宅等の一般建築物における木材の利用が促進されるよう関係機関等と連携し情報提供に努める。

特用林産物については、しいたけ、ひらたけ等が生産されているが経営規模が零細であることから、合理的かつ高品質な特用林産物の生産を目標とし、山間地域の現金収益のための特産化を図り、市場への流通体制の確立ができるよう努める。また、竹林の拡大及び里山の荒廃防止のためにも、竹材、薪等の利用を推進する。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を次のとおり定めるものとする。

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	全域 (全林班)	22, 132

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独又は組み合わせて推進する。被害対策は、特に人工植林が予定されている森林を中心に推進する。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲 (ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。)、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

防護柵については、改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図り、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図る。

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法の方針等について、必要に応じて、植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を、必要に応じて、行うものとする。

鳥獣害防止森林区域図



第2 森林病虫害等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

森林病虫害等の駆除及び予防については、被害の未然防止と早期の発見と駆除に努めることとし、マツクイムシ被害に対しては薬剤による駆除とともに抵抗性マツや他の樹種への転換を進める。また、ナラ枯れ被害に対しては里山整備等を通じた防除等を推進する。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

(2) その他

(1)のほか、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりのため、関係機関が連携して取り組むこととする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害について、鳥獣保護管理施策や農業被害対策など関係機関と連携した取り組みを行う。

3 林野火災の予防の方法

林野火災を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進する。

また、地域住民に対する防火対策のため、ポスター等を活用し普及啓発を図る。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

病虫害の駆除のための火入れは、薬剤による駆除等の他の方法がない場合に実施するものとし、大津市火入れに関する条例等に基づき実施すること。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分該当なし

なお、病虫害の蔓延のため緊急に伐採駆除する必要がある場合は、伐採促進に関する指導等を行うことがある。

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区域

森林の所在		森林面積 (ha)	備考
位置	林小班		
大津市南比良字前山 1042	2044 ほ	5.7	暮雪山多目的保安林
大津市北小松字滝山 1766、 字鷹ノ尾山 1893-25	2005 ろ 2008 ち	4.0	楊梅の滝生活環境保全林
大津市山上町字長等山 776-41	1139 ほ	13.3	ふれあいのもり
大津市上田上桐生町字アシ ラジ 2612	1306 は	0.2	一丈野生活環境保全林

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

別に定める管理基準による。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行なうことができると認められる区域
森林法施行規則第33条第1号の規定に基づく区域については、【別表4】のとおり定めるものとする。

(2) 森林計画の記載内容に関すること

森林経営計画を作成するに当り、次に掲げる事項について適切に計画

をすべき旨を定めるものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

森林の多面的機能の維持増進を図り、地域に定住できるような環境整備につなげていくため、適切な森林整備を推進する。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

多様な木材需要に対応すべく森林施業を推進するものの、木材価格の低迷や国産材、とりわけ地元産材の安定供給の難しさがあるが、国産材振興の立場から公共用施設等において地域産の木材利用を積極的に図っていくこととする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

大津市立葛川森林キャンプ村については、民間への土地貸借による利活用を実施している。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

石山、膳所、南滋賀、仰木、伊香立、南比良、葛川地区等における里山林整備の一環として、地域住民等の森林ボランティアによる森林整備、保全活動に自発的にかかわる活動を普及する。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

瀬田川は本市をはじめ近畿の水源として重要な役割を果たしている。このようなことから、下流の住民団体等へ分収造林契約を利用した水源

の森林造成に参加してもらうように積極的に働きかけることとする。

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

(1) 保安林その他法令により森林施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施することとする。

(2) 森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上につとめることとする。

(3) 本市は現在17haの森林を所有しており、保育の必要な人工林については、保育、間伐等を実施することとする。

(4) 琵琶湖森林づくり事業にかかる協定に基づいた適切な管理を推進する。